

市内事業者の雇用確保につなげることを目的に、市内の事業者等で、市外から転入し新規雇用された者に対して、事業者が住居手当を支給する場合、経費の一部を支援します。

上天草市雇用促進住居手当補助金要領

1. 対象者 ※ 次の項目をすべて満たす必要があります。

- 本市に事業所を有する事業者であること。
- 市税の滞納がない者。
- 上天草市暴力団排除条例に規定する暴力団又は密接関係者に該当しないこと。

2. 対象事業

次の各要件のいずれにも該当する**従業員に対して、事業者が住居手当等を支給する事業**

- (1) 就業開始日前60日以内または就業開始日以後60日以内に本市に転入し、住民票が作成された者で、市内の賃貸住宅又は社員寮等に居住する従業員。
- (2) 令和5年4月1日以降に本市内の事業者により新規雇用された従業員。

3. 補助金の額

事業者が従業員に支給する**住居手当等の2分の1以内の額**。ただし、社員寮等に従業員を居住させる場合は、社員寮等の家賃から雇用契約及び従業員との**賃貸借契約で定める家賃を除いた2分の1以内**。

補助金の限度額は、**月額2万5千円を上限とし**（千円未満の端数があるときは端数を切り捨て）、雇用開始日以降、最初の住居手当等の**支給月から起算して最大24カ月**とする。

4. 申請の手続きについて

(1) 申請方法

雇用開始日の属する月から起算して、6月以内に下記書類を提出してください。

(2) 提出書類

- ① 補助金申請書（様式第1号）
- ② 収支予算書（様式第2号）
- ③ 事業所の名称及び所在地が分かる書類の写し
- ④ 従業員の雇用契約書の写し
- ⑤ 従業員の住民票
- ⑥ 従業員が社会保険に加入していることが分かる書類の写し
- ⑦ 社員寮等に従業員を居住させる場合にあっては、社員寮等の家賃額が分か

- る書類の写し、及び従業員との賃貸契約書の写し。
- ⑧ 市税の未納がない証明書
 - ⑨ 上天草市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）
 - ⑩ その他市長が必要と認める書類

5. 実績報告について

（1）報告方法

補助対象事業が完了した日から起算して、30日を経過した日又は交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日まで、下記の書類を提出してください。

（2）提出書類

- ① 実績報告書（様式第7号）
- ② 収支決算書（様式第8号）
- ③ 住居手当等を支払ったことを証明する書類の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

6. 交付確定について

提出いただいた申請書等をもとに、観光おもてなし課で審査の上、補助金の交付確定を行い交付確定通知書（様式第9号）を交付します。

7. 補助金の支払いについて

交付確定を受けた方は、交付確定を受けた額について、速やかに補助金交付請求書（様式第10号）を提出してください。請求書を受理した後2週間を目途に補助金をお支払いします。

8. 補助事業の書類について

本補助事業に関する書類等は、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存し、その間に、市が内容の確認を要請した時には、いつでも応じられるように管理してください。

◆ 本補助金に関するお問合せ・提出窓口 ◆

上天草市観光おもてなし課 産業振興係

電話番号 0964-26-5531 電話受付時間 平日 8:30~17:00

メールアドレス sangyo@city.kamiamakusa.lg.jp

●申請書等ダウンロード（上天草市公式HP）

[https:// www. city. kamiamakusa. kumamoto. jp/q/aview/](https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/q/aview/) .html